

ウィッグ・補整下着購入費用 補助制度のご案内

～がん患者社会参加応援事業～

がん治療の化学療法・放射線療法による脱毛、
手術療法による乳房切除された方を対象に、
ウィッグ（かつら）や補整下着の購入費用を助成します。

詳しくはチラシの裏面、
鳥取県・鳥取市のホームページをご覧ください。



鳥取県 ウィッグ 補整下着

検索

<鳥取県HP>

<鳥取市HP>

●申請・問合せ窓口 ※申請書はお住いの市町村の保健所に郵送又は持参ください。

鳥取市保健所	〒680-0845 鳥取県鳥取市富安2-138-4	電話：0857-30-8585 FAX：0857-20-3964
中部総合事務所 倉吉保健所	〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2	電話：0858-23-3143 FAX：0858-23-4803
西部総合事務所 米子保健所	〒683-0054 鳥取県米子市鞆町1丁目160	電話：0859-31-9318 FAX：0859-34-1392



鳥 取 県
鳥 取 市

● 制度の概要

補助対象者	世帯の市町村民税（所得割課税年額）が235,000円未満の鳥取県に住所を有するがん患者。
補助対象経費	①ウィッグ（全頭用かつら） 対象：がんの治療（化学療法又は放射線療法）を受けた方、現在受けている方 ※全頭用かつらに限り、装着に必要な頭皮保護用のネットを含みます。 ※付属品及びケア用品は対象外です。 ※部分的なかつらや部分的に毛髪が付いた帽子などは対象外です。 ②補整下着等の胸部補整具 対象：乳がん等の治療（手術療法）を受けた方 ※付属品及びケア用品は対象外です。
補助率・補助額	購入経費の1/2（補助上限額 5万円） ※千円未満は切り捨て
申請に必要な書類	ア 鳥取県がん患者の社会参加応援事業補助金交付申請書兼実績報告書 イ 補助対象補整具の購入に係る領収書の写し ウ 診療明細書などがん治療を受療していることが分かる書類 ・ウィッグの申請：化学療法又は放射線療法を受けたことがわかる書類 ・補整下着等の申請：手術療法を受けたことがわかる書類 エ 世帯全員の所得課税証明書（市町村民税の所得割課税年額のわかる書類） ※義務教育以下の子供は省くことができます。 ※場合によってはその他の提出書類を求めることがあります。
対象期間	申請日の属する年度の前年度の1月1日以降（ただし、がん治療の受療により期限中の申請が困難な場合、第4条第2項に掲げる書類の発行に相当の時間を要する場合、その他やむを得ない場合として総合事務所長が認める場合は、前年度の4月1日以降。）。 ただし、同じ区分の補整具について2回目以降の申請ができる期間は、初回申請日の属する年度から3年後の3月31日までとする。

申請例（令和7年度中に初回申請する場合）

		前年度	申請日の属する年度	1年後	2年後	3年後
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		6/4/1～	7/1/1～	8/1/1～	9/1/1～	10/1/1～
初回申請	申請日（7年度中）		☆			
	購入日（7/1/1～申請日）	←	→			
2回目以降の申請可能期間			←			→
(初回申請日の属する年度～3年後の3/31まで)						
8年度中に申請する場合の購入期間			←	→		
9年度中に申請する場合の購入期間				←	→	
10年度中に申請する場合の購入期間					←	→

● Q&A（一部抜粋） 詳しくは、Q&A全文をご覧ください

質問	回答
補助してもらえる回数は何回ですか？	補助対象は、①ウィッグ（全頭用かつらに限る）・②補整下着等の胸部補整具等ごとに補助上限額（50千円）に達するまで何回でも申請することができます。ただし、申請期限は初回申請日の属する年度から3年後の3月31日までです。
申請できるのは1回までですか？ 例えば、補助を受けた後、再度かつらを購入した場合は対象外ですか？	補助上限額（50千円）に達するまで何回でも申請することができます。
異なるがんにかかった場合や再発・転移した場合には再度申請が可能ですか？	初回申請日の属する年度から3年後の3月31日以降は、再発・転移した場合や異なるがんにかかった場合でも再度の申請はできません。
治療を受けた日が3年前なのですが、補助の対象となりますか？	治療を受けられた日は問いません。
乳がん患者用のパットや人工乳房など下着以外のものも対象となりますか？	乳房を切除されたかたの胸部を補整するものであれば対象となります。